

「(仮称)宮城加美風力発電事業環境影響評価準備書」に対する
環境大臣意見

本事業は、合同会社 JRE 宮城加美が、宮城県加美郡加美町において、総出力最大約 58,800kW の風力発電所を設置するものである。

本事業は、再生可能エネルギーの導入・普及に資するものであり、地球温暖化対策の観点からは望ましいものである。また、宮城県においては、環境省が実施している「風力発電等に係るゾーニング導入可能性検討モデル事業」により、関係者間で協議しながら、環境保全、事業性及び社会的調整に係る情報を重ね合わせた上で総合的に評価したゾーニングを行い、平成 30 年 5 月 22 日に「風力発電導入に係る県全域ゾーニングマップ」の策定について」(以下「ゾーニングマップ等」という。)を公表している。本事業はゾーニングマップ等において保護優先・地形障害エリアに位置するため、宮城県及び加美町等の関係機関等と情報共有、意見交換等を積極的に実施した上で、必要に応じて事業内容に適切に反映させることが重要である。

一方、対象事業実施区域及びその周辺は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成 4 年法律第 75 号。以下「種の保存法」という。)に基づく国内希少野生動植物種であるクマタカの生息が確認されていることから、本事業の実施に伴う風力発電設備への衝突や移動経路の阻害等の重大な影響が懸念される。

このため、本事業の実施に当たっては、以下の措置を適切に講ずるとともに、その旨を評価書に記載すること。

1. 総論

事業実施に当たっては、以下の取組を行うこと。

(1) 事後調査について

- ア．事後調査を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を講ずること。
- イ．上記の追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、これまでの調査結果及び専門家等の助言を踏まえて、措置の内容が十分なものとなるよう客観的かつ科学的に検討すること。
- ウ．事後調査により本事業による環境影響を分析し、判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置について、検討の過程、内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。

(2) 累積的影響について

本事業の対象事業実施区域の周辺では、他事業者による 2 件の風力発電事業の環境影響評価手続が進められているため、引き続き、可能な限り事業者

間で協議・調整し、必要な情報を共有し、累積的な影響を考慮した事業計画とすること。

2. 各論

(1) 鳥類に対する影響

対象事業実施区域及びその周辺では、種の保存法に基づく国内希少野生動物種であるクマタカが複数確認されていることから、本事業の実施に伴う風力発電設備への衝突や移動経路の阻害等による重大な影響が懸念される。

このため、本事業の実施による影響を回避又は低減する観点から、以下の措置を講ずること。

ア．対象事業実施区域及びその周辺では、クマタカの複数ペアが確認され、繁殖の兆候も確認されていることから、営巣中心域が対象事業実施区域に含まれる場合、重大な影響が懸念される。

このため、事後調査においてクマタカの行動を調査し、繁殖等への影響が懸念される場合には、稼働調整等を含めたより適切な環境保全措置を実施すること。

イ．鳥類のブレード、タワー等への接近又は接触に係る環境影響評価の予測には大きな不確実性が伴うことから、稼働後のバードストライクの有無に係る事後調査を適切に実施するとともに、バードストライクが確認される等、重要な鳥類に対する重大な影響が認められた場合は、専門家等からの助言を踏まえて、ブレード塗装やシール貼付など鳥類からの視認性を高める措置、稼働調整等を含めた追加的な環境保全措置を講ずること。

ウ．稼働後においてバードストライクが発生した場合の措置の内容について事前に定め、重要な鳥類の衝突等による死亡・傷病個体が確認された場合は、確認位置や損傷状況等を記録するとともに、関係機関との連絡・調整、死亡・傷病個体の搬送、関係機関による原因分析及び傷病個体の救命への協力を行うこと。

(2) 水環境に対する影響

対象事業実施区域及びその周辺には、複数の河川源流部及び沢筋等のほか、表流水等の取水地点や漆沢ダム集水域が存在していることから、本事業の実施により、工事中の土砂や濁水の流出に伴う水環境への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、河川や沢筋等からの距離を確保するとともに、土砂や濁水の流出を抑制することで、水環境への影響を回避又は極力低減すること。